

環境省告示第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十六第三号並びに第十二条の十二の十九において読み替えて準用する第六条の二十四の七第一号及び第二号の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和三年八月四日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p><u>第二条</u> 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第三号の規定により環境大臣が定める基準は、法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者により、無害化処理の用に供する施設に投入しない低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(法第十五条の四の四第一項第二号に規定する者が行う処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。)の全部に係る無害化処理が確実に行われることとする。</p> <p>2 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。</p> <p>(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)</p> <p>第五条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(無害化処理の内容の基準)</p> <p><u>第二条</u> 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。</p> <p>(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)</p> <p>第五条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を</p>

- 
- 一 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号八及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
    - イ 燃烧室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
    - ロ 燃烧室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。
  - 二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設に限る。）である場合には、規則第四条の五第一項第三号ロ（同号ロ）及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号ロ及び八並びに第三号の規定の

---

用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号八及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 燃烧室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
- 二 燃烧室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

例によるほか、燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十一の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 無害化処理の用に供する施設が焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設(規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。))を除く。  
( )である場合には、規則第四条第一項第七号(同号ロ(1)、(2)及び(4)並びに又から力までを除く。 )及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

イ 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十一の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第四条第一項第七号(同号ロ(1)、(2)及び(4)並びに又から力までを除く。 )及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

一 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

ロ イの温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 燃焼ガスの温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

二 無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ）及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号又からカまでを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

（削る）

二 前号の温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

三 燃焼ガスの温度を速やかに第一号に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。